

少年法適用年齢引き下げの一考察 (3)

-枠組みとして健全育成の必要性-

小 関 慶 太

A Consideration on the Age Reduction for Juvenile Law (3)
; Necessity of sound development as a framework

KOSEKI, Keita

キーワード： 法制審議会 新しい処遇 健全育成 年齢引き下げ 責任非難

1. はじめに
2. 法制審議会での年齢に対する議論
3. 健全育成と新しい処遇
4. 少年院に収容されている少年
5. 子どもの特性と責任非難-年長少年の稚拙性
6. 年齢引き下げが与えるこれからの課題
7. 年齢引き下げが与えるこれからの一考察

1. はじめに

2022 年より成人年齢が 20 歳より 18 歳へ引き下げに関して閣議決定された。今後、関連法令の動向がさらに注目され始める。その中でも、健康的に害を被るだろう「未成年者飲酒禁酒法」、「未成年者喫煙禁酒法」の引き下げは対象外となったが、少年及び児童生徒の成長や可塑性に対して、不利益が生じるリスクがある少年法の適用年齢については、引き下げる方針が打ち出されている。少年法の年齢引き下げによって、従来であれば、少年院に送致され自由の制限を余儀なくされていた少年に対して、刑事裁判で起訴猶予、不処分決定に基づき、自由の拘束がなく早期に社会復帰することが可能となるといった考え方も可能である。これは、第 4 次少年法改正までの議論の焦点の 1 つである重罰化・厳罰化を脱すると考えることもできる。

しかしながら、少年法の理念には健全な社会人へ育成することを目的としている。健全な社会人とは、「犯罪や非行をしない」、「他者の権利を侵害する過ちをしないこと」が前提となっている。そのためには、少年期の逸脱行動、非行に対して真摯に向き合うことが将来の再犯予防につながってくると、解される。すなわち、少年法の枠組みを狭め年長少年を少年法適用から外すことが「不利益処分ではない」とは云いがたい。

そもそも、不利益処分というものは「今」置かれている状況のみではなく、「将来」、「未来」の状況、云い換えれば「人生」そのものにスポットを当てなければならない。そうすると、おのずと現行少年法に基づく、20歳未満に対する処遇の必要性を見出すことが可能となるのではないだろうか。

2. 法制審議会での年齢に対する議論

2-1. 議論のきっかけの流れ

法制審議会に至るまでの経緯は、①国民投票法の年齢引き下げ（2007年～2014年）、②法制審議会民法成人年齢部会の議決（2008年～2009年）、③公職選挙法改正による選挙権年齢引き下げ（2015年）、④少年法適用対象年齢引き下げの可否（2015年）¹、⑤法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の招集（2017年～）、⑥成人年齢引き下げに関する民法改正法成立（第196回通常国会/2018年）と考えられる。またもう少し遡ると⑩民主党（当時）はネクストキャビネットの見解「18歳以上に大人としての権利と責任を」（2000年）に公表²まで遡る。

⑤法制審議会に少年法・刑事法部会が設置され2017年3月16日より2018年12月19日までに13回の部会³が開催された。

2-2. 法務大臣からの諮問

2017年2月19日に、法務大臣より法制審議会に対して、諮問103号が示された。その概要は「少年法の『少年』の年齢を18歳未満にすること」、「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法・手続法の整備の在り方」である。

前者は、少年法の骨格をも揺るがす内容であり、後者は、少年に限らず若年者層及び成年者層に限定することなく、成人者以上全般を対象とするものである。すなわち、これまでの少年に対する緩和的・寛容的な処遇姿勢を昨今の再犯予防政策及び対策のために、規律的な取り組みにしようとする意図が感じられる。

2-3. 法制審議会の動向

第5回部会（2017年7月27日）で「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の制度」について、第1～第3の分科会で検討したのち、「少年法における『少年』の年齢」について検討することが決定した。その後、第5回部会から第8回部会までの1年間で、第6回（2017年12月19日）及び第7回部会（2018年4月26日）での2度の中間報告を挟み、第1

¹ 「少年法適用年齢引き下げに反対する刑事法研究者の声明」（2015年8月）

² 横山実「少年非行の処遇理念の推移—少年法適用の上限年齢との関係に見る保護主義の理念の推移」澤登俊雄・高内寿夫編著『少年法の理念』（現代人文社、2010年）115頁以下参照、小関慶太「少年の非行動向・状況と質からみた成人年齢引下げについての一考察」『桐蔭論叢』第23号（桐蔭横浜大学、2010年）145頁以下

³ 法務省・法制審議会 少年法・刑事法部会 http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00296.html（最終閲覧日：2019年1月16日）

分科会 9 回、第 2 分科会 10 回、第 3 分科会 10 回の会議を実施⁴した。2018 年 7 月 26 日（第 8 回部会）において、「分科会における検討結果（考えられる制度・施策の概要案）」（以下、「分科会検討結果」）が報告された。第 8 回部会、第 9 回部会（2018 年 9 月 20 日）、第 10 回部会（2018 年 10 月 11 日）で概要案について議論が行われた。

第 11 回部会（2018 年 11 月 2 日）は、「少年法における『少年』の年齢」について、18 歳未満に引き下げることが議論された。第 12 回部会（2018 年 11 月 28 日）は、「犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備—検討のための素案⁵」を参考資料に配布の上、それに基づき各制度及び施策の組み合わせについて意見交換が行われた。第 13 回部会（2018 年 12 月 19 日）は、「少年法における『少年』の年齢を 18 歳未満とすること」、「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方」について意見交換が行われた。第 14 回部会（2019 年 1 月 30 日）を予定されている。

この状況に対して、刑事法研究者より第 8 回部会会議において「分科会検討結果」が示されたことを受け、部会の検討も具体化している点より、遠からず、審議が大詰めを迎えることが予測され、2018 年 11 月 5 日（最終更新日：11 月 16 日）に「少年法適用の上限となる年齢を引き下げのための法改正を行うことに反対する刑事法研究者の声明⁶」が発表された。本声明では大きく分けて「部会では現在まで少年法適用年齢の上限の引き下げに関して十分な審議が行われていない」、「少年法適用年齢の上限の引き上げには積極的な根拠が必要である」、「部会における構想されている『若年者に対する新しい処分』は、現行制度の代替にはなりえない」、「民法上の『成年』を少年法上の『少年』とすることはできない、とすることの誤り」以上、4 点を柱に言及している。

2-4. 法制審議会への一批判

法制審議会での検討内容は、可塑性が富んでいる少年に対して早期の処遇を求める中で司法の場で少年を転がしている印象が強い。刑事訴追、刑事裁判への公訴の必要としない年長少年とは、どのような者であるかを検討すると、従来の刑事訴追の対象となる成人の者との質的な部分の他、罪名・罪状などが挙げられる。特に前者を中心に考えるのであれば、成長未熟で非難の対象とはならないとするのであれば、従来型の少年司法を維持した方が少年の未来は明るいのではないだろうか。

少年の責任について中野正剛は「子どもは意思決定の自由が合理的に行使できるほどには人として自立し成熟した存在ではない。安易に環境や自由の無智の犠牲者となりやすい。この点で、非行のある少年は合理的な意思決定の可能な成人犯罪者などと異なる⁷」と指摘している。よって、従来、少年法の枠組みで「子ども」として扱われていた者が、法律が変わったから今日からは「大人」として責任に対する非難を求めても、求められるだけの十分な資質がないため責任を果たせない、よってその非難に応じることは可能ではなかろうか。

⁴ 前掲法制審議会 http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_00296.html

⁵ 法制審議会（配布資料 21）<http://www.moj.go.jp/content/001275390.pdf>

⁶ <https://sites.google.com/view/juvenilelaw2018/本文?authuser=0>（最終閲覧日：2019 年 1 月 16 日）

⁷ 中野正剛「研究ノート 刑法上の責任とは被告人を処罰《非難》することか処遇《支援》することか？—少年の場合」『沖繩法学』第 42 号（2013 年 3 月）78 頁、中野正剛「少年の責任とは何か？—子どもは未来からの贈り物」子どもの人権研究会編『いま、子どもの人権を考える』（日本評論社、2013）36 頁以下

3. 健全育成と新しい処遇

3-1. 健全育成

少年法の理念である「健全育成」を考える上で、なぜ少年法に「健全育成」という概念が存在しているかを考えなければならない。

第一に「成長発達権」について、我が国の少年法制は、普遍的に適用される教育基本法（教育法的見地）、生活の困難からの福祉法的対応を必要とする児童福祉法（福祉法的見地）、非行を犯した子どもに対して適正な手続きに基づいて対応をする少年法（法的見地）の3つの柱を前提に考えられている⁸。これらの共通点は、教育基本法前文が示す「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求する」人間の育成を目的として志向するとしている。

〈根拠条文〉

教育基本法 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

子どもの権利条約

第6条 1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

日本国憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第26条 1. すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

最高裁判所は、子どもの成長発達権について「憲法中教育そのものについて直接の定めをしている規定は憲法二六条であるが、同条は、一項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、そ

⁸ 小関慶太「少年法適用年齢引き下げの一考察（2）」『八洲学園大学紀要』（八洲学園大学、2018年）16頁以下参照

の能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定め、二項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めている。この規定は、福祉国家の理念に基づき、国が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかにするとともに、子どもに対する基礎的教育である普通教育の絶対的必要性にかんがみ、親に対し、その子女に普通教育を受けさせる義務を課し、かつ、その費用を国において負担すべきことを宣言したものであるが、この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。⁹⁾と判示した。最高裁判所は、成長発達権の有無を子どもに限らずにあるものとした¹⁰⁾。

第二に可塑性の判断が求められるか。可塑性は、教育可能性の有無と解される。家庭裁判所において少年が保護処分若しくは刑事処分相当の選択の際に、保護不能や保護不適の評価によって¹¹⁾処分に影響を及ぼす。可塑性を判断するにあたっては少年の特異性、特殊性を考えなければならない。特殊性について本庄武は「第1に、少年の可塑性・教育可能性が高く、成長発達を上げることにより、抱えている問題点を解消して行ける可能性が成人よりも高い、第2に少年は人格が未熟であり、犯罪に対して自らの自律的な意思決定を反映させられる度合いが低い。またそれがゆえに、周囲の影響を受け、安易に犯行に及んでしまう。そして行動を統制する能力が引くために、犯行に歯止めが利かざればしば当初の意図に反して重大な結果を惹き起こしてしまう、第3に、少年に対しては、成人に比して刑罰が苛酷に働き得る、第4に、少年犯罪に対しては社会の寛容さが期待できる、第5に、受刑生活を送ること自体の弊害も少年には強く働いてしまうため、少年は刑罰により情操を害される恐れが高い、第6に、少年はしばしば虐待経験を有するなど被害者性を有している。」¹²⁾と示している。

以上の点より成長発達や可塑性の判断は、少年の更生へ、いいかえれば少年の健全な社会人への導くために存在する思想原理である。これを実効性のある処遇手続きを行うための大義として健全育成が存在する。

子どもの権利条約（1994年批准）では、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利の大きく分けて4つの権利を保障している。少年が反社会的な行動、逸脱行動を犯す背景には、これらの権利の実現のために保護すべき者が機能しないことで、適正な指導・監護できなかったゆえのことである。これに対して国が代わりに行う（＝国親思想）ためには、大義が必要となる。この大義が「健全育成」を前提として、少年にとっての自由の制限の下で問題の自覚や問題の解決に導いていくものであると解される。

⁹⁾ 昭43(あ)1614号建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件〔旭川学力テスト事件・上告審〕、Westlaw, Japan 文献番号:1976WLJPCA05210002、最大判1986.5.21刑集30巻5号615頁、判時814号33頁、判タ336号138頁、市川須美子「全国一せい学力テストと地方自治の原則」『地方自治判例百選〔3版〕、別冊ジュリストno.168〕(有斐閣)参照

¹⁰⁾ 本庄武『少年に対する刑事処分』(現代人文社、2014年)15頁以下

¹¹⁾ 武内謙治『少年法講義』(日本評論社、2015年)311頁以下参照

¹²⁾ 本庄武「少年に対する量刑」日本刑法学会『刑法雑誌』(56巻3号、2017年)413-414頁

3-2. 健全育成から新しい処遇を

現行少年法は、刑法 41 条では刑事責任年齢を 14 歳以上として、14 歳未満を触法少年、14 歳以上を犯罪少年、将来罪や非行を犯す恐れのある少年を虞犯少年（法 3 条）と 3 つに区分を図っている。また任意的緩和刑として 18 歳以上と以下で死刑や無期懲役を軽減の対象としている（法 51 条、子どもの権利条約 37 条 a）。

図表 1（図表は文末頁）で刑事処分相当となった少年刑期別人員数を、図表 2 で刑事処分相当となった年齢層を対象に示している。図表 2 は、過去 3 年の年長少年の数である。2015 年 32 人、2016 年 28 人、2017 年 17 人と少年非行のピーク時期といわれている 1972 年 220 人や 1981 年 128 人に比べると非常に少ない数値であり、少年非行の減少傾向及び非行の稚拙性の影響といえるだろう。

では、少年法の枠組みの中で理念「健全育成」として矯正教育に正当性があると考えられてきたものを、少年法の枠から外して成人と同様な起訴便宜主義に基づく対応をする点について法制審議会において、刑事処分説と保護処分説のどちらかを選択するのではなく折衷的な準用的な規定になるように思われる。たとえ、保護的性格を有した新たな処分を科す手続き及び処分内容を規定する者の成人同様に行為責任を第一に考えた上での、少年法を準用することは、これまでの家庭裁判所全件主義、家庭裁判所職権主義や科学主義に基づく各種調査、少年矯正機関への機能へ変容を及ぼすことになるだろう。

4. 少年院に収容されている少年

図表 3-1 より少年院に入院している少年の男女比は、どの年代であっても大きな変化は生じていないものの、2002 年～2003 年のピーク以降は、男女とも減少傾向である。特に男子児童の入院数が減少傾向にあると言えるのではないだろうか。

図表 4 から昨今、少年非行の低年齢化が謳われているが少年院入所者数のデータより鑑みるのであれば、低年齢化とはいいがたく、高年齢化が問題であることが伺えられる。特に 2002 年は、年少少年 858 人、年中少年 2547 人、年長少年 5408 人と 2003 年は、年少少年 899 人、年中少年 2372 人、年長少年 5283 人でピークであった。これに対して 2017 年は、年少少年 253 人、年中少年 809 人、年長少年 1035 人と年少・年中少年は、ピーク時に比べると 3 分の 1 に、年長少年は 5 分の 1 に減少している。ここから分かることは、低年齢層での初発型非行の段階での処遇が成功しているため、段階を経て少年院送致の対象者が少ないという点が評価できる。これに対して、年少及び年中少年時に少年院に送致をされたものが再び年長少年になっても少年院へ送致されるケースもあるという点は否定できない。例えば、2017 年東京小岩で発生した交際相手の女性に傷害を負わせた犯行時 19 歳の少年（障害あり）¹³は、これまで保護観察及び 3 度の少年院送致を経験していた¹⁴。

次に図表 5-1 では男子少年、図表 5-2 では女子少年の動向を示している。減少比率は男女とも大きな差は見出されないものの件数は、男子（2017 年総数 1999 人）に対して女子（2017 年総数 148 人）であるため近年は 12 分の 1 の横ばい傾向である。しかし、ピーク時である 2002 年は、男子 5408 人に

¹³ 送致事実の概要：少年は、被害者（当時 18 歳）に対し、同人を殺害しようと決意し、所携のナイフで同人の頭部や頸部、胸部、左腕、背部などを刺して逃走したが、同人に全治 4 週間、数日の経過入院を要する傷害を負わせるにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

¹⁴ WestLaw. Japan 未収録

対して女子 554 人と 9～10 分の 1 であった。少年非行自体が人口比以上に減少しているが男女別にみると女子非行は、男子非行に比べて少年院送致となる事案は大きく減少しているなどと様々な視点から考えることが出来る。

図表 6 は、過去 5 年の年少少年の主たる非行¹⁵を中心に見てきた。全体的に非行へ減少傾向であるがその中でも赤字で示した箇所の詐欺罪に関しては、2013 年から 2014 年にかけて 2 倍近くの急増している。この時期は、オレオレ詐欺、特殊詐欺などの様々な詐欺事件、詐欺保護事件が社会問題と評されてきた時期でもあり、少年が規範意識に欠け安易な判断による好奇心から主犯格ではない出し子や出し子として関わってしまう事件¹⁶が発生した。

5. 子どもの特性より責任非難-年長少年の稚拙性

5-1. 少年の逆送事件の取扱状況

図表 7 は、検察段階での不処分・中止の状況を示した。少年事件の不起訴・中止の多くは、現行法の下では少年の健全育成を考慮して、個々の少年の可塑性（教育可能性）などを考慮した政策が講じられているように思われる¹⁷。

¹⁵ 『平成 30 年版犯罪白書』3-2-4-3 図に示されている罪名を中心にまとめた。

¹⁶ 特殊詐欺の事例（懲役 4 年・若年者層の事件） 文献番号：2018WLJPCA07196013【名古屋高等裁判所、平 29（う）396 号、住居侵入、窃盗、詐欺（原審認定罪名住居侵入、窃盗）被告事件】量刑理由は、「特殊詐欺（当裁判所認定）、共犯者と共謀の上の民家への侵入盗（原判示。被害現金 5 万円余、物品時価合計約 148 万円余）である。約半月で累行した。詐欺は高齢者（当時 79 歳）の判断能力の衰えに付け込み、まことしやかなうそを言い不安をあおってだますなど、手口は狡猾卑劣である。被害は現金 600 万円と巨額である（弁償はなされていない）。複数の共犯者と役割分担の上組織的計画的に敢行した。被告人は現金受取役というこの種犯罪完遂に重要不可欠の役割を果たした。強い非難に値する。犯人性を否認して不合理な弁解に終始し反省の情は皆無である。侵入盗は別件傷害事件の示談金に充てる金が欲しいという身勝手な動機から、共犯者を誘い下見をし道具を準備するなどした上、狙いを付けた家で計画的に敢行した。被害は高額に上る。被告人は現在 24 歳（犯行時 22 歳）であるところ、2 回の少年院送致歴（平成 20 年 4 月窃盗 [万引き、自動車盗]、住居侵入罪で初等少年院送致、平成 22 年 12 月道交法違反、自動車運転過失傷害罪で中等少年院送致）があるのに本件に及んだ。規範意識に欠けている。刑責は軽くない。侵入盗については共犯者と共に 100 万円を弁償し、事実を認め反省の態度を示したこと等の酌むべき事情を考慮しても、主文の刑が相当。」と名古屋高等裁判所は示した。

特殊詐欺の受け子の事例（少年事件・中等少年院送致） 文献番号：2015WLJPCA04027001【東京家庭裁判所、平 27（少）408 号、詐欺保護事件】処遇理由は「本件は、詐欺グループの者らが、子を思う高齢者の心情につけ込んでだまし、140 万円もの多額の現金を詐取した組織的、計画的な悪質重大事案である。少年には、本件と同様の組織的ないわゆる特殊詐欺未遂事案で受け子として活動し、観護措置をとられた上、試験観察を経て平成 25 年×月に保護観察となり、本件当時も保護観察中であつたのに、オレオレ詐欺の受け子の仕事かもしれないと思いながら友人にその仕事を紹介し、遅くとも本件直前には受け子の仕事をしているとの十分な認識を有していたのに、安易にその友人と詐欺グループの者との間を仲介する重要な役割を果たしたにもかかわらず、詐欺の犯意を否認しており、規範意識が欠如しているばかりか、自己の問題や責任と十分向き合おうとする姿勢も欠いている。心身鑑別や社会調査によれば、本件につながった少年の資質等の問題として、物事を楽観的に軽くとらえがちなどころや、自分の弱い部分は隠し、表面を取り繕おうとしがちな性格、不良な先輩からの誘いに十分な危機意識を持ってなかったことが指摘されている。家庭での監督に加え、保護観察の枠組の中でも、少年が、安定した仕事につけず、本件に至ったことを見れば、家庭の監督力の弱さは明らかであつて在宅での監護では限界があるといわねばならない。

以上のような本件の悪質重大性、少年の果たした役割、保護処分歴、規範意識の欠如及び犯行後の姿勢、資質上の問題、家庭の監督力の弱さに鑑みれば、少年の再非行を防止し、健全な社会生活を営むことができるようにするためには、少年を施設に収容し、規律正しい生活を送る中で規範意識を涵養するとともに、専門家による矯正教育を行ってその特性に応じた性格等の問題の改善、克服を図ることが是非とも必要であるから、少年を中等少年院に送致することとして、主文のとおり決定する。」と東京家庭裁判所は示した。*原文のまま引用しているため、読点「、」ではなく「,」となっている。

¹⁷ 小関慶太「少年法適用年齢の引き下げは必要か？-年長少年に与える影響」『今週の一言』（法学館憲法研究所、2018 年）<http://www.jicl.jp/old/hitokoto/backnumber/20180604.html>

5-2. 責任非難より教育的働きかけの必要性の検討

少年法の特徴として成人との大きな違いは、行為主義では点である。

年長少年を少年法の枠組みから外すことは、成人とは異なる少年を特例¹⁸としていることに対してメスを入れることであるが、これによって今日まで行ってきた教育的働きかけが十分に果たすことができなくなるのではないだろうか。また年長少年に対しては、緩刑から必要的緩刑に法制度が変更された歴史的な背景も存在するものの、前提として「健全育成の法理念」を置きながらも、相対的な応報刑思想ではなく目的刑思想をベースに考えられてきた。責任の自覚のために、刑事責任ではなく保護処分等で取り組まれてきた背景を鑑みていかなければならない。よって未成熟、稚拙性の高い少年に対して問題の早期の発見と解決に導いていくべきである。

そこで、本仮説に対して次の事例から検討を試みるものとする。

5-3-1. 動物傷害罪（年長少年）事例より

【事例 1】

2018年1月17日と同25日に横浜市港北区内の幼稚園からウサギが盗まれ、同区内の公園で殺傷される事件が発生した。本事件6月30日、大学生（19）が逮捕された。本事案に対し横浜家庭裁判所は「強い犯意」、「計画的」、「悪質性が高い」点より第一種少年院送致の決定を下した。犯行の動機は「家族に対する不満や被害感」、「社会にインパクトのある事件を犯し家族を困らせたかった」¹⁹と主張している。

事例1は、少年非行を考える上で目をそらすことが出来ない事案である。少年審判は、6月30日に逮捕、8月6日に家裁決定と40日余りで判断が下されているより、行為に及んだことを忘れない範囲で問題解決や自覚に導いてあげることが教育の1つである。

動物傷害といじめの問題は近く、いじめのターゲットとなる子の第一因子は弱者²⁰といわれているように、小動物（ペット）も少年（人間）にとって、逆らうことが出来ない、飼い主がいなければ食事を摂ることが出来ないという点では、『弱者』といえるだろう。

例えば、神戸連続児童殺傷事件（1997）²¹の少年Aも猫を殺して、その死体を目に触れる場所に放置して周囲の反応を楽しんだと言われている。また佐世保女子高校生同級生殺害事件（2004）も加害者は何度も猫を解剖していた。成人事件である大阪教育大学池田小学校児童殺傷事件（2001）の犯人・宅間守も小動物虐待事件を起こしていた。また奈良市小学校1年生女兒殺害事件も虐待行為を行っていた。

動物虐待は暴力事件の始まりと解されている。我が国では、動物愛護法違反や器物損壊・動物傷害

¹⁸ 特別扱いとは考えていない

¹⁹ 神奈川新聞カナロコ <http://www.kanaloco.jp/article/351551>、産経新聞 産経ニュース <https://www.sankei.com/affairs/news/180629/afr1806290023-n1.html>（閲覧日：2018年8月14日）

²⁰ 坂西友秀・岡本祐子『荒れる青少年の心 いじめ・いじめられる青少年の心』（北大路書房、2006年）8-9頁

²¹ 宮下一博・大野久『荒れる青少年の心 キレル青少年の心』（北大路書房、2007年）113頁参照

罪（刑法 261 条）で処断されるが、アメリカ合衆国では、動物虐待は暴力系事件の重大な兆候と考え、厳しい罰則を設けている州²²もある。

例えば、カリフォルニア州サンノゼのカンブリアン・パーク近郊で 21 匹の猫に危害を加えた者に懲役 16 年（2017）²³が科せられた。また 1866 年にニューヨーク州に The American Society for the Prevention of Cruelty to Animals（アメリカ動物虐待防止協会）²⁴が設立された。こんにちでは PDNY（ニューヨーク市警）と連携が図られ、対応が行われているが、裏を返せば創設から 150 年経っても動物虐待の問題が解決なされていない。事例は、家族に対する復讐心から小動物虐待を犯したが、フロイトも家族関係が恨みの根源となると示している。

動物虐待と暴力的な行動や殺人の関係性の研究は、Mead（1964）、Tapia（1971）、Kellert&Felthous（1985）が挙げられる。Ressler（1988）らの研究によると連続殺人犯と動物虐待との関係は、児童期 36%、思春期 46%、成人期 36%の経験を有していた。また虐待と非行の関係としては年長期の青年、少年が対象となり、器物損壊行為などの反社会的行動が動物虐待の 1 つと解されている²⁵。以上の点より動物虐待と連続殺人の関係性は深く、行為への前兆予知、すなわち少年にとって社会に対する「助けて欲しい」、「止めて欲しい」という SOS のサインである。また危険因子の 1 つとして捉えた場合、社会秩序の維持ないし社会防衛として鑑みるのであれば、早期の対処が求められる²⁶。

では、この事例に対して刑事責任を科すことが少年の健全な社会人育成につながるのかを考えなければならない。少年の問題行動への解決策や行為への自覚を持つことが再非行・再犯予防につながってくる。よって、「痛み」を知ることからである。ここでいう痛みとは、幼稚園で育てていたウサギ自身の痛み、子どもたちや幼稚園教諭らの心の痛み（悲しみ）、地域に与えた影響力、家族に対する苦しみを正しく理解に導く必要がある。

5-3-2. 殺人事件（年長少年）の事例より

【事例 2】

2015 年 12 月 23 日、千葉県君津市で祖父母を殺害した少年（18）を千葉家庭裁判所は 2016 年 6 月 30 日に第三種少年院に送致決定をした。送致理由は「医師などの専門家が個別的な手厚い指導を行えば、再非行の恐れを減少させることが可能」として検察送致を回避した事例である。決定理由（加藤学裁判官）は「残虐で、執拗な攻撃を続けている点でも悪質。何ら落ち度のない祖父母を殺害するという少年の意思決定には、強い非難が値する」、一方で「発達障害に由来する残虐行為への執着が非行に大きく影響した」とし、「少年の抱える問題は深刻。改善には粘り強く働き掛けることが必要で、少年院での処遇は相当長期間が必要と認められる」とした²⁷。

²² 本庄萌「動物虐待経験者が凶悪犯に？子どもたちの教育と動物保護」『DIAMON online』
<https://diamond.jp/articles/-/129889>（閲覧日：2018 年 8 月 14 日）

²³ Preventing Animal Cruel and Torture Act（PACT）

²⁴ <https://www.aspc.org/>（閲覧日：2018 年 8 月 14 日）

²⁵ 越智啓太・桐生正幸編著『テキスト 司法・犯罪心理学』（北大路出版、2017 年）37-38 頁

²⁶ J:Robert Lilly, Francis T. Cullen, Richard A. Ball ”Criminological Theory Context and consequences” =影山任佐監訳『犯罪学 理論的背景と帰結（第 5 版）』（金剛出版、2013 年）378 頁参照、河野荘子『殺人の心理 人をあやめる青少年の心』（北大路書房、2005 年）36 頁参照

²⁷ 日本経済新聞 https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG29HCG_Q6A730C1000000/（閲覧日：2018 年 8 月 14 日）

事例2(祖父母殺害事件)は、第三種少年院送致までに半年の時間を要している。これに関しては、医療少年院送致ということもあり調査に時間を有しているかと思われるが、一般的な事件では、かけられる時間的制約もあるだろう。また犯行時、判決時によって異なる処遇もある。刑事事件であれば犯行時、年長少年であっても判決時には20歳を超えてしまうこともありうる。

そうした場合に、少年自身の内在的な事情より法制度、社会的背景としての外在的事情によって扱いが重要視されることで、健全育成の観点からの少年へ不利益性が生じてくるのではないだろうか。

【事例3】

横浜地方裁判所は、2019年2月19日に2018年1月、自宅で父親(当時44)を包丁で刺して殺害したとして、懲役4年以上7年以下(求刑懲役5年以上10年以下)の不定期刑を言い渡した。弁護側は「父親による長年の虐待や、ドメスティックバイオレンス(DV)によって引き起こされた事件である」と述べた上で、少年が父親の愚痴を聞いたり、アルバイト代を家に入れたりするなど、問題解決のために働きかけてきたと主張。事件時の状況については、母親が父親に暴力をふるわれそうになっていたことを踏まえ、「体格差のある父親を止めるには包丁を持ち出すしかなく、事態を収束させる唯一の手段だった」として殺意を否定した上で、「少年は公判を通じて事件と向き合っており、内省を深めている。少年院で更生していくのがふさわしい」などと、少年院での保護処分が相当として家裁送致を求めた²⁸。

判決理由で深沢茂之裁判長は「包丁で執拗に刺し、悪質性が高い」と指摘した。家族の問題で少年が行き詰まっていたことは認められるとしたものの、「他に取れる方法があり、短絡的で正当化できない」と述べた²⁹。

事例3(父親殺害事件)は、横浜地方裁判所の判断は少年の態様ばかりに目が行き(犯情主義)、少年が抱えていた個別の事情(非行の原因、問題)に十分に目が行き届いていない。その背景には、家庭裁判所の職権主義や科学主義に基づく調査が少年刑事裁判において有益な方法で十分に活用されていない問題があるように思われる。

5-4. 検討

〔事例1〕

非常に稚拙な動機であるとともに年長少年に責任非難を求めることが可能だろうか。この事件の背景には家庭内でのコミュニケーション不足が原因にあるようにも思える。家庭環境の問題を考えるのであれば少年院へ送致の上、環境調整を行うことが少年の再犯予防につながってくるだろう。また年齢引き下げとなった場合に、動物愛護法違反や動物傷害事件が処分案の対象事件か、そうではないかで少年の将来も左右されてしまうリスクを否定することはできない。

²⁸ 「父親殺害の少年 懲役5年以上10年以下求刑 横浜地裁」産経新聞 <https://www.sankei.com/affairs/news/190213/afr1902130030-n1.html> (閲覧日:2019年4月16日)

²⁹ 「虐待父刺殺に不定期刑、横浜地裁」共同通信社記事 <https://jp.reuters.com/article/idJP2019021901002074> (閲覧日:2019年2月19日)、「父刺殺少年に懲役4~7年」共同通信社記事 <https://this.kiji.is/470464273087120481?c=39546741839462401> (閲覧日:2019年2月19日)、カナロコ神奈川新聞社 <https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190219-00033576-kana-114> (閲覧日:2019年4月16日)、カナロコ <https://www.kanaloco.jp/article/entry-148777.html> (閲覧日:2019年4月16日)。

〔事例 2〕

犯行時は高校 2 年生であった。少年院へ送致することが少年自身の健全な社会人へ育成する矯正可能性が高い事案の場合に年齢区分は影響をしてくる。判決時は、18 歳の高校 3 年生であり、年齢区分を厳密に 18 歳とした場合に高校 3 年生をどのように考えるべきかが問われる。

〔事例 3〕

近時の少年刑事裁判は、家庭裁判所が対象とする少年保護事件とは異なり、成人に近い形の犯情主義傾向にある。本事案においても「短絡的で正当化できない」として、少年に不定期刑を科したが、特に裁判員裁判の対象事件の場合は抽象的な択一的な判断ではなく、個々の具体的な事情を検討する必要³⁰がある。

5-5. 検討結果

以上の 3 事例から年長少年は、肉体的には大人若しくは大人以上であるものの、精神的な側面の稚拙性を払拭することはできない。すなわち、自身の危惧する問題、解決しなければならない不安に対して、誰かしらに助け（SOS）を求める方法として動物虐待、暴力行為に至ってしまっている。このような判断に至る要因を考えるのであれば、そこには弁識の力の欠如や低下がある。すなわち、非行行為の稚拙化ももちろんのことではあるが、少年自身の精神面、判断能力の側面においても稚拙化している。

特に年長少年の場合は、高等学校卒業後、大学・短期大学・専門学校・社会人へと多方向への進学・就職より新たな出会い、コミュニティを構築する上³¹で現代社会の病理としてコミュニケーションがうまくできないこと³²で社会的孤立より心理的閉塞感を持つ³³点は高齢者犯罪の犯行動機や犯罪要因に近いものがあるのではないだろうか。また近時の非行の傾向としては普通の家庭で育ち、保護者の一般的な価値観を有する者であるとともに、子どもへの関心は非常に高い³⁴が、子どもにとっては過干渉ないし放任主義が負担になってくる。

以上の点より、未熟で稚拙な非行を犯した年長少年をモンスター化させて、厳罰的な処遇を求めるのではなく、若年者層に対する適用法令及び適切な処遇を行うことでレジスタンス（＝非行・犯罪をやめる）、再犯予防の推進につながってくる。

³⁰ 丸山雅夫「論説 少年刑事事件と裁判員裁判」『社会と倫理』25 号（南山大学社会倫理研究所、2011 年）189 頁以下参照、小関慶太「少年法 55 条決定理由の一考察」『日本犯罪学会第 39 回大会報告要旨集』74-75 頁（2013 年）においても、「裁判員（市民）が判断する際の情報として目に見える形の更生可能性を示すことが出来ないか」検討を試みた。

³¹ 前掲河野 121 頁以下参照、大芦治・鎌原雅彦『無力感の心理 無気力な青少年の心』（北大路書房、2012 年）60 頁以下参照

³² 藤岡淳子「犯罪者はどんな人たちか？」『こころの科学』No.188（日本評論社、2016 年）12 頁以下参照、伊藤美奈子・宮下一博『関係性の病理 傷つけ傷つく青少年の心』（北大路書房、2004 年）88 頁以下参照

³³ 太田達也「高齢者犯罪の実態と対策」『こころの科学』No.188（日本評論社、2016 年）53 頁以下参照

³⁴ 前掲藤岡参照

6. 年齢引き下げが与えるこれからの課題

2018年9月に小田原少年院、市原学園、久里浜少年院に訪問する機会を得た。施設概要や質疑応答より、現在収容されている少年の70%前後が年長少年であることが分かった。初めて収容される第一種少年院である市原学園であっても年長少年の収容者率が非常に高かった。ここからわかることは、社会では「少年非行の低年齢化」、「凶悪化」といわれているが、実態は必ずしもそうでない。しかし、非行少年のすべてが少年審判の対象となるわけでもない、また少年審判の終局決定の内、少年院送致は4%程度であると考えるのであれば絶対的な意味で「低年齢化」を否定することが出来ないのかもしれない。しかしながら、少年院へ送致をしなければならない事案（罪状、態様、社会的影響力、環境等）が減少傾向にある。よって少年院の閉統合の動きが生じてきている。ここで問題であるのは、2022年の民法成人年齢引き下げに伴う少年法適用年齢の範囲引き下げによる年長少年の処遇である。少年院収容者の実態からも施設収容が求められる者の多くが、年長少年であり、これらの者を少年法の枠組みから外してしまうと、社会に与えるネガティブな影響力や少年自身の内在性に与えることをしっかり考えていかなければならない。

また少年法の年齢の範囲が20歳から18歳へ引き下げられることで、今後の影響・危惧する点として、刑法41条の刑事責任年齢の範囲や少年法51条2項の任意的緩和刑等、少年法2条、3条、20条等の年齢区分が関わる箇所の引き下げが懸念される。

7. 年齢引き下げが与えるこれからの一考察

本稿では、少年非行の「動物傷害罪（器物損壊）」、「殺人罪」の事例を検討したが、どの事案においても少年院以外での選択の余地はないのではないだろうか。年齢が引き下げらになれば対象となる

「人」、「少年」の資質に変化が生じるのか。制度を変えてもその制度の対象となる者の人格に変化が生じるのだろうか。余程、成長に変容を与える何かがない限り、そこに何ら効果を生じさせることは困難である。年齢という形式的なものではなく、対象は「人」であることを忘れてはならない。

すなわち本改正は、現代社会におかれている非行少年、犯罪少年（法3条1項）、年長少年の実態に応じた制度改革ではなく、民法成人年齢や公職選挙法の年齢区分に国法上の統一や法的整合性を第一義的に考えている。しかし現代社会は、文明文化・科学技術の発達に伴い、考えること、調べることなく、学ぶことなく、生活を送ることが出来ることで、これ以上に心身の発達が十分なく、精神面でも不安定かつ社会性でも未熟である。このような者に対して少年審判の機会を喪失させることは、次世代の社会資源をも喪失させかねない。家庭裁判所の職権主義をはじめに少年保護関係諸機関が、力強く、少年審判を支えていくこと³⁵が大切なことである。また少年審判は、少年を成人同様の刑事手続きに科すことは酷と考え、「それよりも、未熟な、それ故にまだ固まっていない柔軟性のある人格を重視して改過遷善して行くのが人道的合理的でもあり得策である³⁶」いう。

子どもに関わる法令（少年法・児童福祉法）では、法理念に健全育成が掲げられているように、子どもたちの成長発達権を維持する中では、厳しい罰よりも温かく包み込んでいく保護主義に基づく対応が、次世代の育成へ有益である。児童福祉法の対象年齢は18歳であるが、そこから外れた年長少年

³⁵ 市村光一「少年審判の法理について」『家庭裁判所の諸問題 下巻』最高裁判所事務総局家庭局（1970年）29頁以下参照

³⁶ 草野隆一「少年審判の司法的性格」前掲最高裁（1970年）64頁

も少年法によって保護の可能性を残していたが、本改正議論においては、これらの機会も喪失させてしまうことや、健全育成の枠組みがあったからこそ可能な保護的な対応が、できなくなることで少年の最善の利益を喪失させてしまう。

少年法年齢引き下げにおいては、形式的な議論より「少年の可塑性」、「次世代を担う者の未来」を第一に規範意識が低下している少年内在性及び外在性の実態に即した議論が必要である。

(脱稿：2019年3月2日)

*本論考の一部は、2019年3月8日・9日開催、個人報告「少年法適用年齢引き下げに関する一考察」(No.078)、超異分野学会、第8回学術大会(東京都)の際にポスター報告を行った。質疑応答、意見交換では、「年齢の引き下げをするためのセーフティネットを作る必要がある」、「少年法を誤って理解していた」、「少年の居場所作りが急務である」などといった意見があった(2019年3月20日追記)。

〈脚注に示していない参考文献〉

Erik H. Erikson “The Life Cycle Completed Extended Version” with New Chapters on the Ninth Stage of Development by Joan M. Erikson (W・W・NORTON & COMPANY, 1978)

VICTOR TADROS “Criminal Responsibility” OXFORD UNIVERSITY (2005)

Teruhisa HORIO ‘General Statement’ THE CHILDHOOD IMPOVERISHMENT IN JAPAN UNDER THE NEO-LIBERAL AND NEO-NATIONALISTIC MOMENTUM (Final Version) Citizens and NGOs Association for the Conversion on the Rights of the Child, Japan” (November, 2017)

河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス 治安の法社会学』(岩波書店、2004年)

小関慶太『子ども・先生のための法学入門』(三和出版社、2019年)

山口直也編著『新時代の比較少年法』(成文堂、2017年)

山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』(成文堂、2017年)

守屋克彦=斉藤豊治編集『コンメンタール 少年法』(現代人文社、2012年)

森田明『未成年者保護法と現代社会 [第2版]』(有斐閣、2011年)

覚正豊和『刑事政策論』(八千代出版、2017年)

山寺香『誰もボクを見ていない』(ポプラ社、2017年)

James Bonta & D. A. Andrews “The Psychology of Criminal Conduct”

原田隆之訳『犯罪行動の心理学 [原著第6版]』(北大路書房、2018年)

越智啓太『ケースで学ぶ犯罪心理学』(北大路書房、2013年)

D・C・ロウ=津富宏訳『犯罪の生物学』(北大路書房、2009年)

デュルケーム=宮島喬訳『自殺論』(中公文庫、1985年)

エイドリアン・レイン=高橋洋訳『暴力の解剖学 神経犯罪学への招待』(紀伊国屋書店、2015年)

阿部憲仁『無差別殺人犯の正体』(学文社、2016年)

青木人志『日本の動物法』(東京大学出版会、2009年)

徳岡秀雄『少年法の社会史』(福村出版、2009年)

法務省矯正研修所編『矯正社会学』(2014年)

安倍嘉人・山崎恒「少年法適用年齢の引き下げについて考える」『家庭と法と裁判』No.16 (日本加除出

版株式会社、2018年) 57頁以下

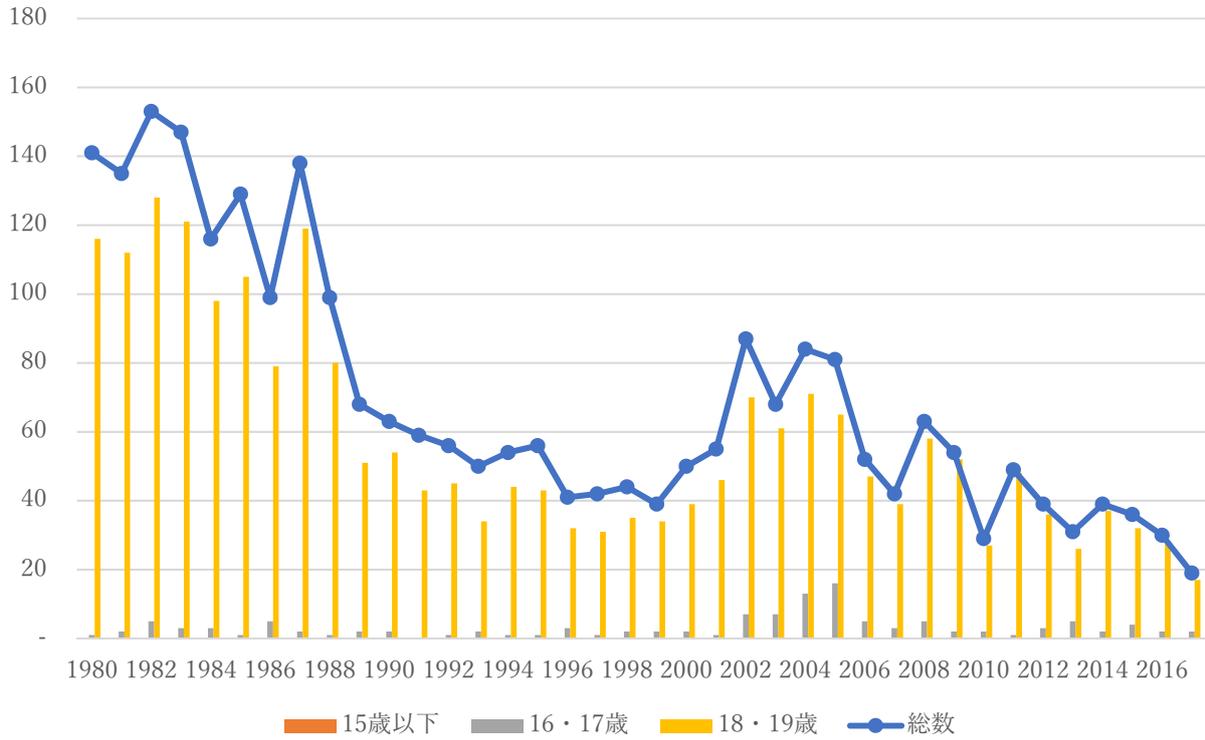
刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター編『別冊法学セミナー10 少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか』(日本評論社、2018年)

中日新聞社会部編『少年と罪』(図書出版ヘウレーカ、2018年)

武内謙治『『人』から『犯罪』をみてみれば?!』南野森編『〔新版〕法学の世界』(日本評論社、2019年) 124頁以下

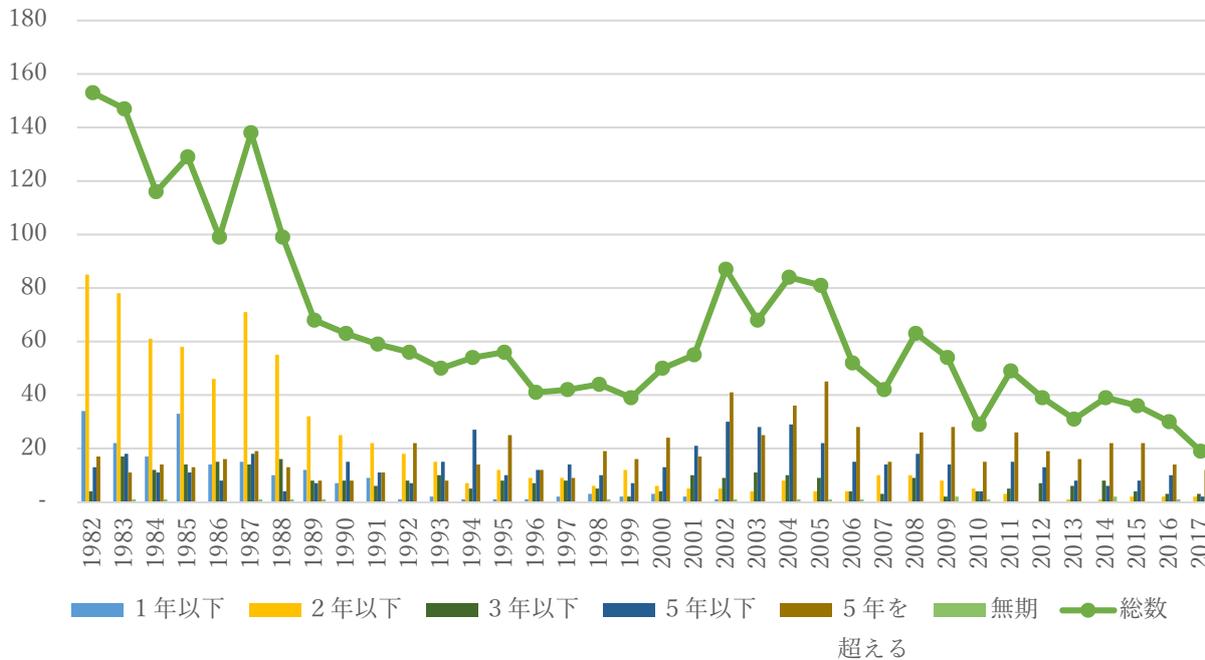
(受理日: 2019年3月2日)

【図表1】 年齢層別（1980年～2017年）



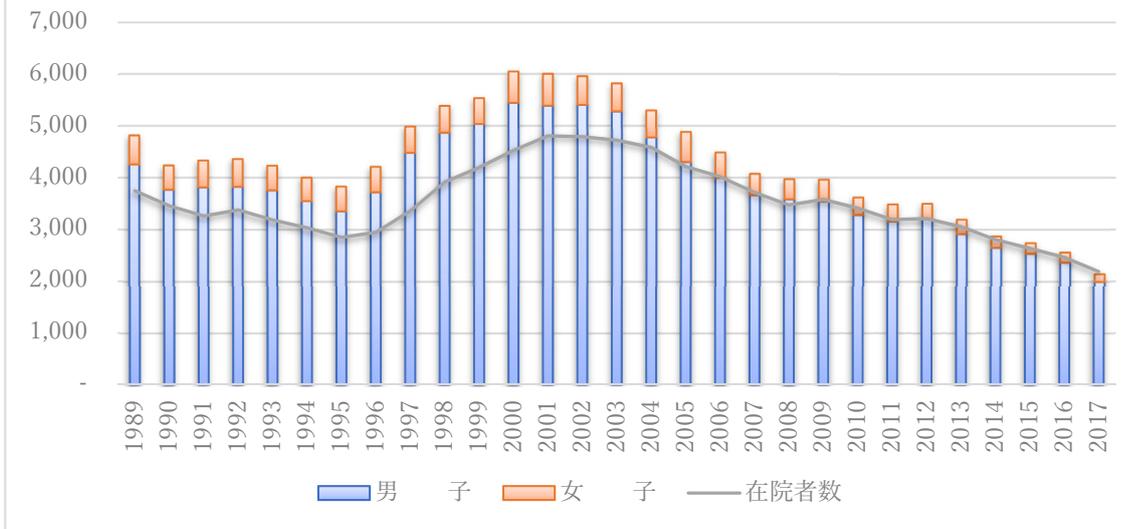
参照：『平成30年版 犯罪白書』CD-R資料3-13に基づき作成

【図表2】 少年刑期別人員数（1982年～2017年）



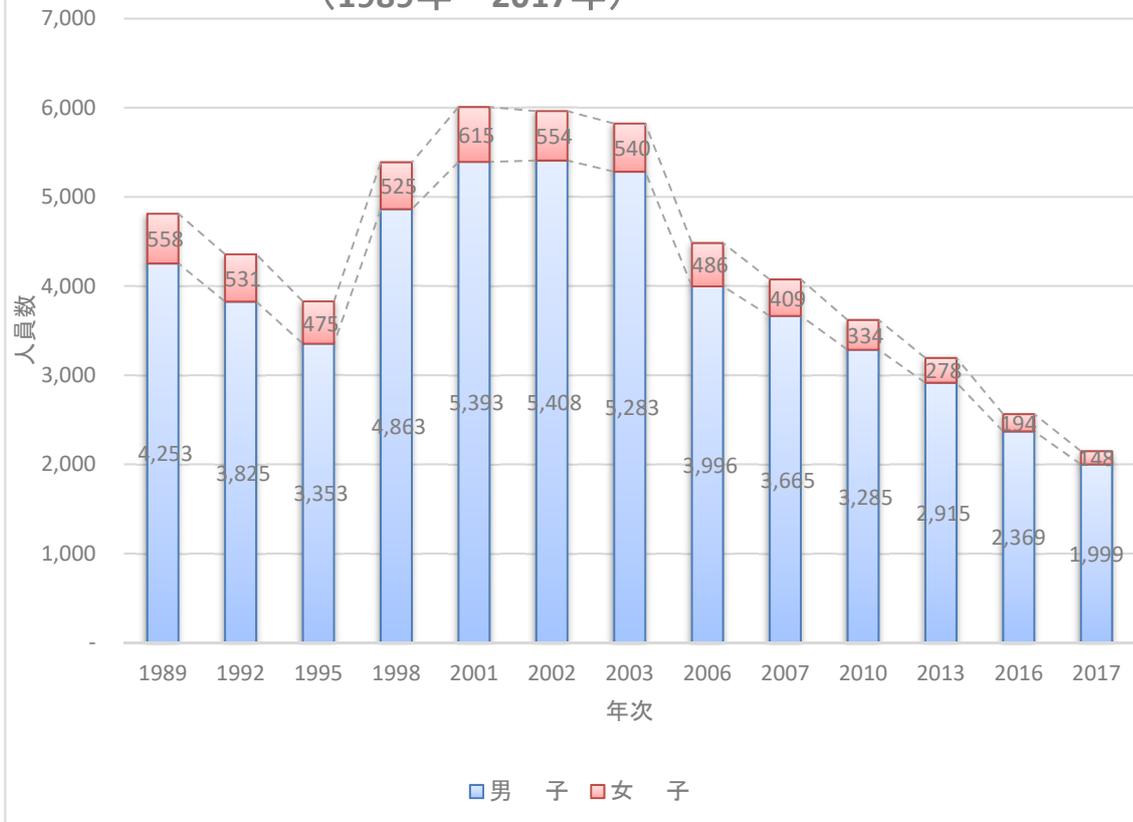
参照：『平成30年版 犯罪白書』CD-R資料3-13に基づき作成

【図表3-1】 在院者数の状況（1989年～2017年）



参照：『平成 30 年犯罪白書』 3-2-4-1Excel データに基づき作成

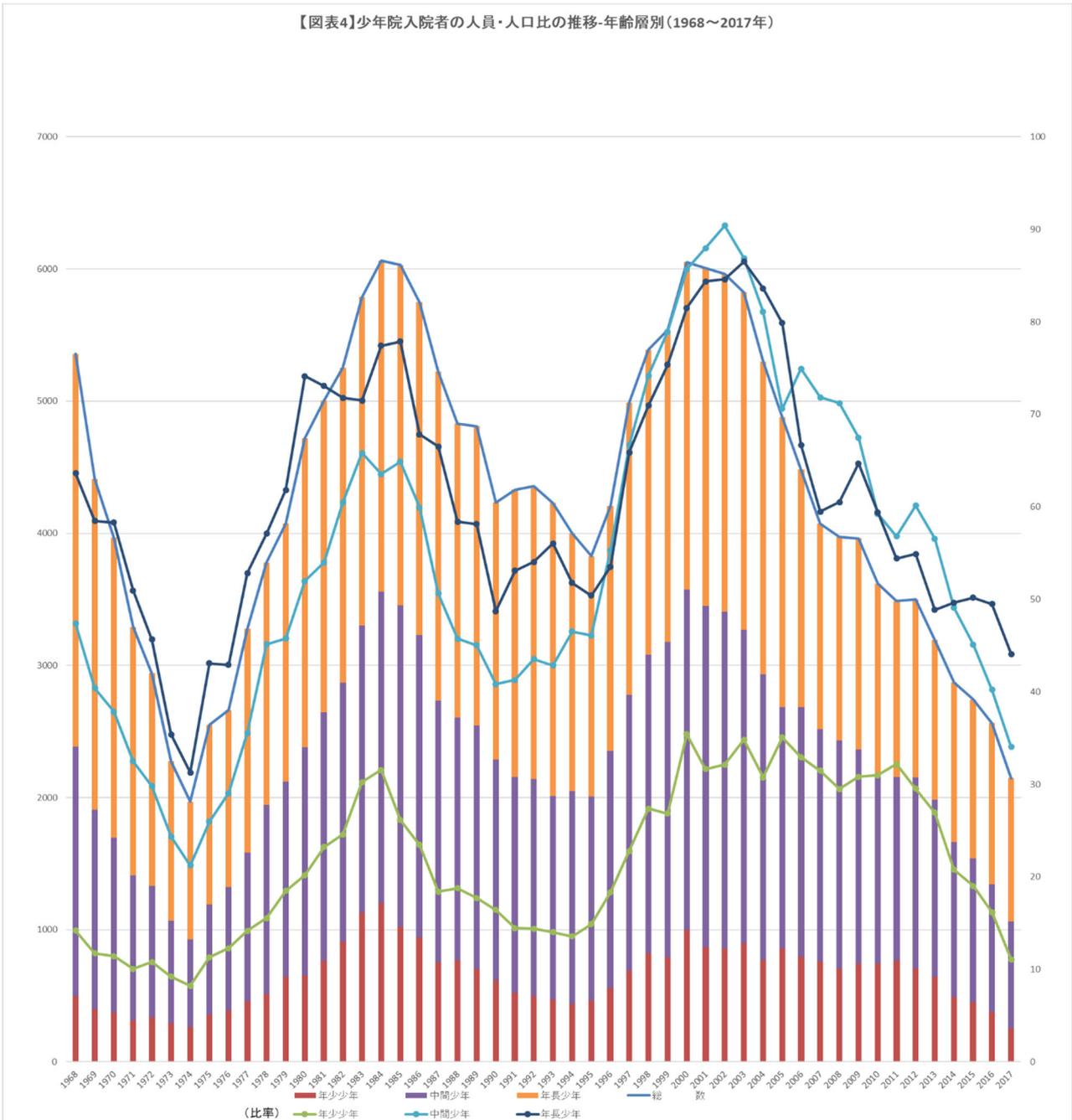
【図表3-2】 男女別少年院入院人員状況
（1989年～2017年）



註) ピーク時との比較を意識してすべての年次データは掲載していない。

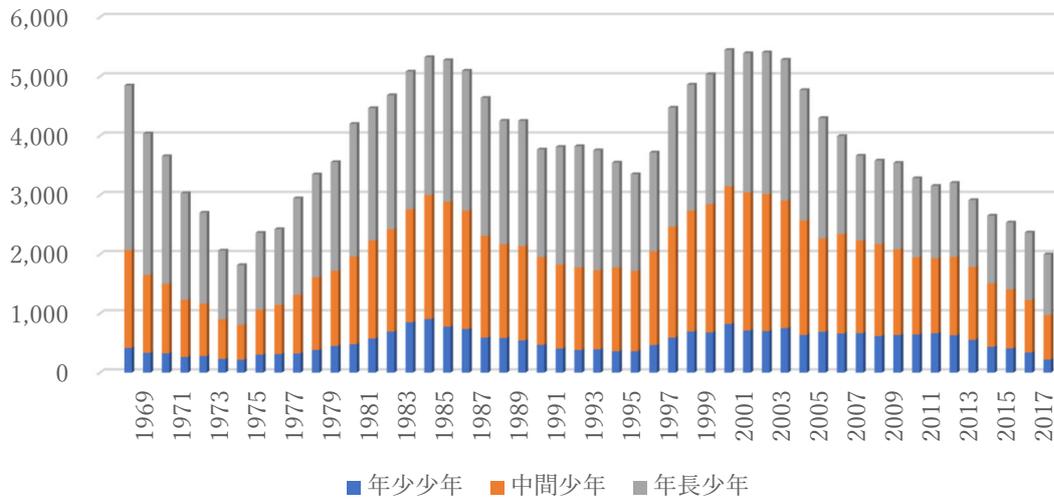
参照：『平成 30 年犯罪白書』 3-2-4-1Excel データに基づき作成

【図表4】少年院入院者の人員・人口比の推移-年齢層別(1968~2017年)

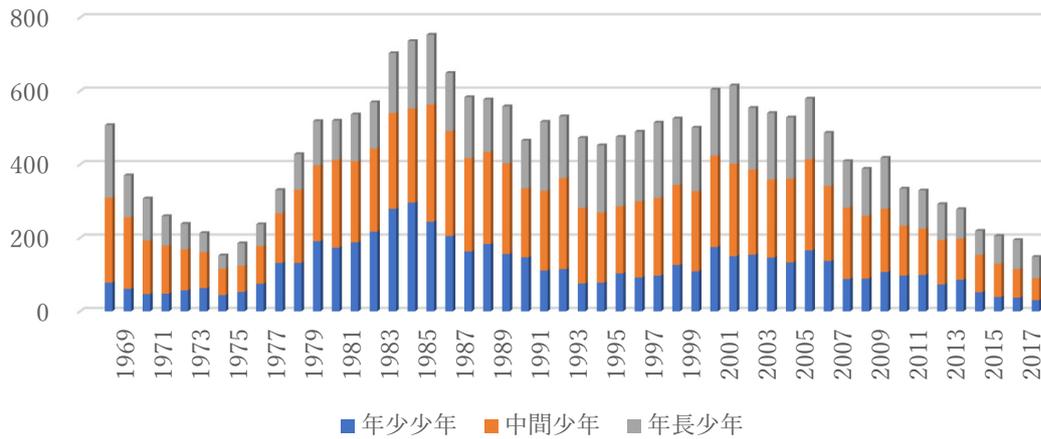


参照：『平成 30 年犯罪白書』3-2-4-2Excel データに基づき作成

【図表5-1】 男子・年齢層別状況（1968～2017年）



【図表5-2】 女子・年齢層別状況（1968～2017年）



参照：『平成30年犯罪白書』3-2-4-1Excel データに基づき作成

【図表6】年長少年の主たる非行の状況(2013~2017年)

非行名	総数	男子						女子							
		計	18歳	19歳	計	18歳	19歳	計	18歳	19歳	計	18歳	19歳		
殺人	41	34	20	14	7	4	2	暴行	86	79	35	44	7	5	2
2013年	10	9	6	3	1	-	1	2013年	27	23	11	12	4	4	-
2014年	7	5	2	3	2	2	-	2014年	9	8	1	7	1	1	-
2015年	7	6	3	3	1	-	1	2015年	18	17	8	9	1	-	1
2016年	10	8	7	1	2	1	1	2016年	18	17	8	9	1	-	1
2017年	7	6	2	4	1	1	-	2017年	14	14	7	7	-	-	-
強盗	358	264	126	138	6	4	2	詐欺	586	564	238	326	22	11	11
2013年	88	87	44	43	1	1	-	2013年	87	83	38	45	4	2	2
2014年	81	80	41	39	1	1	-	2014年	140	135	53	82	5	4	1
2015年	70	68	42	26	2	2	-	2015年	156	153	69	84	3	-	3
2016年	70	69	25	44	1	-	1	2016年	143	138	48	90	5	3	2
2017年	49	47	18	29	2	1	1	2017年	60	55	30	25	5	2	3
窃盗	1,892	1,833	883	950	59	30	29	虞犯	67	50	32	18	17	11	6
2013年	374	365	172	193	9	4	5	2013年	17	12	8	4	5	5	-
2014年	374	360	187	193	14	8	6	2014年	17	11	8	3	6	3	3
2015年	387	377	198	179	10	5	5	2015年	12	12	6	6	-	-	-
2016年	376	363	177	188	13	5	8	2016年	9	5	4	1	4	2	2
2017年	381	368	169	199	13	8	5	2017年	12	10	6	4	2	1	1
傷害	1,001	945	506	439	56	25	31	*傷害致死は、傷害に含む **入院時の年齢							
2013年	242	228	119	109	14	6	8								
2014年	219	210	122	88	9	3	6								
2015年	179	172	92	80	7	3	4								
2016年	188	173	81	92	13	5	8								
2017年	175	162	92	70	13	8	5								

参照：『平成30年犯罪白書』3-2-4-3Excelデータ、『平成29年犯罪白書』3-2-4-3Excelデータ、『平成28年犯罪白書』3-2-4-3Excelデータ、『平成27年犯罪白書』3-2-4-3Excelデータ、『平成26年犯罪白書』3-2-4-3Excelデータに基づき作成

【図表7】逆送事件 検察庁処理人員(罪名別、処分区別)(2012年~2017年)

総数	起訴		家庭裁判所に再送致	不起訴・中止	特別法犯	起訴		家庭裁判所に再送致	不起訴・中止		
	公判請求	公判請求				公判請求	公判請求				
2012年	2,886	2,765	258	28	93	2012年	2,599	2,502	58	18	79
2013年	2,692	2,607	276	47	38	2013年	2,392	2,324	69	36	32
2014年	2,282	2,224	210	25	33	2014年	2,052	2,011	60	17	24
2015年	2,412	2,347	220	35	30	2015年	2,176	2,125	50	25	26
2016年	2,391	2,329	173	20	42	2016年	2,209	2,157	45	17	35
2017年	2,087	2,028	187	17	42	2017年	1,928	1,878	61	10	40
6年間の合計	14,750	14,300	1,324	172	278	6年間の合計	13,356	12,997	343	123	236
		96.949%	8.976%	1.166%	1.885%			97.312%	2.568%	0.921%	1.767%
刑法犯	起訴		家庭裁判所に再送致	不起訴・中止	道路交通法違反	起訴		家庭裁判所に再送致	不起訴・中止		
	公判請求	公判請求				公判請求	公判請求				
2012年	287	263	200	10	14	2012年	2,568	2,471	41	18	79
2013年	300	283	207	11	6	2013年	2,373	2,306	59	36	31
2014年	230	213	150	8	9	2014年	2,040	1,999	54	17	24
2015年	145	137	128	6	2	2015年	2,165	2,114	43	25	26
2016年	87	85	79	-	2	2016年	2,196	2,146	37	17	33
2017年	80	79	78	1	-	2017年	1,910	1,861	46	10	39
6年間の合計	1,129	1,060	842	36	33	6年間の合計	13,252	12,897	280	123	232
		93.888%	74.579%	3.189%	2.923%			97.321%	2.113%	0.928%	1.751%

参照：『平成30年版犯罪白書』3-3-1-1表Excelデータ、『平成29年版犯罪白書』3-3-2-1表Excelデータ、『平成28年版犯罪白書』3-3-2-1表Excelデータ、『平成27年版犯罪白書』3-3-2-1表Excelデータ、『平成26年版犯罪白書』3-3-2-1表Excelデータ、『平成25年版犯罪白書』3-3-2-1表Excelデータに基づき作成

